平成２９年（フ）第６７３号
京都市中京区壬生朱雀町27番地１　朱雀ハイツ　２ＦＧ
債務者　清水　　弘
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６７４号
京都市中京区壬生朱雀町27番地１　朱雀ハイツ　２ＦＧ
債務者　清水　昌子
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６１号
京都府宇治市広野町西裏23番地の４　サンヒルズハウス207号、前住所京都府城陽市奈島川田６番地の20
債務者　齋藤　祐介
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４７号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地62棟103号
債務者　山田　　実
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６０号
京都市伏見区新町11丁目344番地　マンション暁２号
債務者　青竹　健志
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１７２号
京都府八幡市八幡吉原16番地の22　８―802
債務者　丸岡アキノ
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８７号
岩手県北上市常盤台１丁目４番11号
債務者　渡辺ミヤ子
１　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第８８号
岩手県北上市村崎野17地割35番地85　県営蒲沢アパート４―32号
債務者　渡部　優子
１　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第３１号
山形県新庄市金沢1788番地の１　東山団地124
債務者　八鍬　重明
１　決定年月日時　平成29年11月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第４１６号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町17番地３、前住所栃木県宇都宮市宮の内４丁目237番地４　パルフェタムール206
債務者　鳩貝　詩織
１　決定年月日時　平成29年11月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４４７号
栃木県那須塩原市上郷屋191番地３、前住所栃木県宇都宮市清原台５丁目25番７号　コーポサザン102号室
債務者　松本　陽平
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６９号
栃木県宇都宮市菊水町６番23号　キクスイガーデンハウス102、前住所栃木県宇都宮市越戸３丁目２番３号　ストークハイツ101
債務者　岸本　智成
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４７３号
栃木県宇都宮市鶴田町2625番地
債務者　西郷　裕昭
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４７７号
栃木県栃木市西方町本城1006番地１
債務者　前田　順子（旧姓手塚）
１　決定年月日時　平成29年11月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７０号
島根県出雲市常松町425番地２　カーサプラシードＢ―103
債務者　長岡　義晃
１　決定年月日時　平成29年11月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月16日午後３時
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第４０５号
岡山市中区中井１丁目７番11―２号
債務者　三宅　弘子（旧姓栢野）
１　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部